

京都市まち・ひと・しごと・こころ創生本部設置要綱

(設置)

第1条 人口減少及び少子高齢化という課題への迅速かつ的確な対応並びに本市における都市特性をいかした自律的で持続的な地域社会の創生に関する総合的な調整を図るため、京都市まち・ひと・しごと・こころ創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部長は本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討チーム)

第5条 特別の事項について調査検討させるため、本部に検討チームを設置する。

2 検討チームの構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 会計管理者
- (2) 産業戦略監
- (3) 危機管理監
- (4) 技術監理監
- (5) 地球環境・エネルギー政策監
- (6) 人材育成政策監
- (7) 監察監
- (8) 観光政策監
- (9) 子育て支援政策監
- (10) 交通政策監
- (11) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- (12) 行財政局財政担当局長
- (13) 区長及び担当区長
- (14) 消防局長
- (15) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (16) 市会事務局長
- (17) 教育長
- (18) 選挙管理委員会事務局長
- (19) 人事委員会事務局長
- (20) 監査事務局長